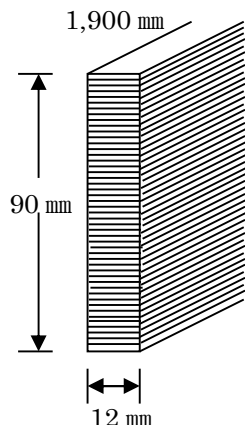


🚧 貨物概要

厚さ 2 mm の針葉樹の単板 45 枚を木目が長手軸方向に平行になるように配置し、積層接着した木材を更に積層面に対して垂直に裁断したもの（積層した層の厚さ 90 mm、幅 12 mm、長さ 1,900 mm / スキー板の心材として用いられる。）。構造物の荷重を支えるようには設計されていない。



🚧 分類

関税率表第 4412.49 号－2（統計番号 4412.49-090）の単板積層材（LVL）（いずれの外面の単板も針葉樹のもの）

🚧 分類理由

本品のような積層木材は、製造方法の如何を問わず、提示の際の形状により分類されます。本品は提示の際に裁断されており、その形状が第 44.08 項に属する針葉樹の単板（厚さ 2 mm）を木目が長手軸方向に互いに平行にして厚さ方向に接着したものであることから、単板積層材（いずれの外面の単板の針葉樹のもの）として上記のとおり分類されます。

なお、本品は、構造物の荷重を支えるようには設計されておらず、また、国内分類例規 44.18 項の 1 の(3)のロに規定される条件を満たしていませんので、第 44.18 項（木製建具及び建築用木工品）には分類されません。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時点における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現し

たものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）